## 入札金額の内訳入力について

平成27年4月にお知らせしたとおり、競争入札方式により発注するすべての 工事案件では入札時に入札金額の内訳書(以下、「積算内訳書」という。)の提出 が必要となりました。

今回、電子調達サービスのシステム改修に伴い、<u>予定価格2,000万円以下</u>の工事案件については、電子入札の「入札書画面」において、内訳金額(直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)を直接入力できるようになりました。

操作方法につきましては、別紙をご参照ください。

なお、簡易様式の積算内訳書を作成し、添付資料(ファイル形式はエクセル、 ワード、PDFのいずれか)として登録又は契約課へ直接持参する提出方法は今 までどおり可能です。契約課に直接持参する場合には、代表者(又は代理人)印 を押印のうえ、各工事案件の決められた日時までに必ず持参してください。

また、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の工事案件については、今までどおり、区が提供する金抜きの内訳書を元に作成した詳細な積算内訳書を添付資料として登録又は契約課へ直接持参する提出方法となりますので、ご注意ください。

以上

## 事業者側入札内訳書イメージ(工事のみ追加)

入礼金額内訳項目(税抜)」として、①「直接工事費」②「共通仮設費」③「現場管理費」「④一般管理費等」、「⑤( )」、「⑥( )」、「⑦( )」、「⑧( )」及び「⑨()」を追加する。

- ※添付ファイルによる内訳書提出方法は従来通り。
- ※自治体側の案件登録時に、入札内訳書の入力を指定した場合に下記のとおり表示される。
- ※「① 直接工事費」「②共通仮設費」「③ 現場管理費」「④ 一般管理費等」は、入力必須



## 入札内訳書を提出した場合の、確認画面

確認画面の入札書に続いて、「内訳書」として、契約番号、案件名、「① 直接工事費」「② 共通仮設費」「③ 現場管理費」「④ 一般管理費等」「⑤( )」「⑥( )」「⑦( )」「⑧( )」「⑨( )」 及び「⑩合計額」を表示する。

